

ID: 167

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	利用の許可(変更許可を含む。)		
例規名 根拠条項	姥ヶ懐民話の里条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第22号		
【基準】			
<p>第5条、第6条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第5条 民話の里において、物品の販売、興業その他の業を行おうとする者は、町長の許可を受け、第11条で規定する使用料を支払わなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 民話伝承館の利用の許可の方法は、入場しようとする者がその入場券の購入をもって行う。</p> <p>3 町長は、第1項の許可を与える場合において、民話の里の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民話の里の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公安、風俗その他公益を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 民話の里の建物又は付属施設を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他民話の里の管理上支障があるとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日

